

第12章 水産庁

第1節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

国連海洋法条約に基づく漁獲可能量の設定及び適切な保存及び合理的・持続的な利用を図るための資源診断・動向予測・最適管理手法の検討を行うのに必要な基礎資料を迅速に整備するため、我が国周辺の漁業資源について、水産研究所を中心に都道府県等の参加を得て、漁場別漁獲量の集計、標本船による魚群分布密度の把握、生物測定等の調査を実施したほか、韓国・中国との漁業交渉に資するため、陸棚の底魚資源全般の資源状況等の把握を目的とした調査を実施した。

また、漁場生産力及びそのメカニズムの把握及びモデル化を検討するための調査を実施した。

2 資源管理型漁業の推進

我が国は、平成8年7月の「国連海洋法条約」締結に際して「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」を制定し、同法に基づく「漁獲可能量制度」を9年1月から運用を開始した。

同制度は、魚種別に1年間の漁獲量の上限を「漁獲可能量」としてあらかじめ定め、国が管理する漁業(指定漁業等の漁業)及び都道府県ごとに割り当て、それぞれの管理主体である国及び都道府県が、漁業者の報告をもとに割当量の範囲内に漁獲量を収めるよう漁業を管理する制度であり、その対象魚種(特定海洋生物資源)として、8年9月にさんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、さば類及びずわいがにの6種類が指定された。

我が国周辺水域における海洋生物資源の適切な保存及び管理を進める上で、漁獲可能量制度の対象魚種を徐々に拡充していく必要があり、9年10月には、するめいかが対象魚種として追加された。

上記のような公的な管理措置に加え、我が国周辺水域の水産資源の維持、増大と漁業経営の安定化を図るために、漁業者の自主的な取組である「資源管理型漁業」の全国的な推進及び定着化が重要な課題となっ

ている。

このため、11年度においては、「海洋水産資源開発促進法」(昭和46年法律第60号)に基づく資源管理協定制度の運用を通じ、漁業者団体等による水産資源の自主的な管理を促進するとともに、国、都道府県、漁業者団体等の関係機関が一体となり、資源管理の方策や推進体制のあり方等に関する協議、資源管理対象種の資源状況等に関する調査・分析、漁業者の検討結果に基づく自主的な資源管理計画の策定及び実践への支援等を行う「複合的資源管理型漁業促進対策事業」を中心として、支援技術の開発、資源培養管理施設の整備等の施策を講じた。

3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、沿岸漁業の重要な一部門を構成するに至っている。また、国連海洋法条約の発効により、我が国沿岸域の水産資源の適切な管理と有効利用に取り組むことが、国際的な責務となっていることから、沿岸漁業を安定的に発展させ、かつ、国民に対し水産物を安定的に供給するべく、持続的な養殖生産の確保を図ることが水産行政上重要な課題となっている。

しかしながら、近年、過剰な餌料の投与等により、過度の硫化物や有機物がみられるなど、全国的に養殖漁場が悪化している。このような養殖漁場の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾病の発生及びまん延の原因ともなっており、放置すれば最終的にはその漁場における養殖自体を不可能に至らしめることとなりかねないものである。

また、近年、我が国においては、養殖用の種苗を海外に依存する傾向が顕著であり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾病が侵入する危険性が高まっている。

このような状況に適切に対処するため、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延を防止するための措置を講ずることとし、平成11年5月に「持続的養殖生産確保法」を制定した。

4 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

(1) 概 要

我が国における重要魚類であるさけ・ますは、主に北日本の諸河川に親魚が遡上する。河川生活期を終えた幼稚魚は降海して海洋で成長した後に回帰し、主として沿岸の定置網で漁獲され、沿岸漁業の振興に大きく寄与している。また、平成5年に「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」が発効し、公海さけ・ます漁業が禁止されたことに伴い、本邦系さけ・ます資源造成の必要性は一層強くなっている。

(2) 北海道におけるさけ・ます人工ふ化放流事業

国営（25か所）、道営（6か所）、民間等（115か所）が協力してさけ・ます人工ふ化放流事業を実施している。

ア さけ・ます資源管理センター（国営）

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条の規定に基づくさけ・ます人工ふ化放流の実施機関として、本所、6支所、25事業所から組織される国営のさけ・ます資源管理センターが設置されている。

さけ・ます資源管理センターにおいては、近年、さけの回帰率の向上や民間における放流技術の向上といった状況や、国連海洋法条約等に基づく溯河性資源の母川国としての責任等に対応するため、来遊数の量的な増大を目的としたふ化放流については、順次民間に移管することとし、さけ・ます資源の適正な管理を推進するための調査研究、技術開発、指導等を実施している。

11年度は、増殖コストの削減を図るため「少ない放流数でも同様の回帰数を維持する」モデル事業、及び品質・価格面で輸入品に対抗できるサクラマス・ベニザケの高品質資源造成技術開発事業等を行った。

イ 国営以外

増殖団体等が生産した稚魚を北海道が買い上げて放流する事業、親魚の捕獲河川集約化事業、サクラマスの幼魚生産技術向上調査に対して助成した。

また、増殖施設の整備及び溯河性さけ・ます類の自然産卵を助長させるための魚道整備事業を継続して実施した。

表1 11年度北海道におけるさけ・ます人工ふ化放流実績（概数）

魚種	捕獲数 (千尾)	採卵数 (百万粒)	放流数 (百万尾)
さけ	1,267	1,191	999
さくらます	9	20	12
からふとます	374	164	131
べにざけ	0.2	0.2	0.3

（注）さくらますの放流数には、池産に由来する稚魚数を含む。

(3) 本州におけるさけ・ます人工ふ化放流事業

本州地域においては、東北6県、茨城県、新潟県、富山県、石川県の計10県がさけ・ます人工ふ化放流事業を実施している。これらの県では、漁業協同組合、漁業生産組合等が生産した稚魚を県が買い上げて放流しており、この事業に対して助成した。また、増殖事業の効果を確認するための回帰資源調査、さくらます幼魚の生産技術向上調査、放流稚魚の移動分布調査、さけ・ます増殖施設の整備、自然産卵を助長させるための魚道の整備等を継続して実施した。

表2 11年度本州におけるさけ・ます人工ふ化放流実績（概数）

魚種	捕獲数 (千尾)	採卵数 (百万粒)	放流数 (百万尾)
さけ	1,339	990	841
さくらます	2	12	7

（注）放流数には、種卵移植に由来する稚魚数を含む。さくらますの放流数には、池産に由来する稚魚数を含む。

表3 11年度さけ・ます放流関連予算

（単位：千円）

さけ・ます資源管理センター	2,054,617
運営に必要な経費	1,757,327
施設費	297,290
補助金	1,179,822
放流事業費	691,036
さけ・ます増殖効率化施設整備事業費	389,909
さけ・ます増殖管理推進事業費	98,877

5 内水面漁業振興対策事業

(1) 内水面活性化総合対策事業費

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じての水産資源の保護増殖、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じての内水面の環境保全等に寄与しており、国民生活の高度化、余暇の増大に伴う国民の憩いの場としての内水面の利用機会の増加等により、内水面漁業・養殖業の役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少、水質の悪化を始めとして、高齢化や後継者不足、中山間地域の過疎化が進むなど依然として厳しいものとなっている。

以上のような状況に対処して、本事業は次の3つの事業を実施した。

ア 内水面基幹地域活性化事業費

内水面漁業・養殖業が基幹的な産業の地域における内水面漁業・養殖業の振興とこれらを通じた地域の活性化を図るため、内水面総合振興計画のうちの内水面基幹地域年次別活性化計画に基づき、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を実施した。

イ 養殖産地活性化事業費

内水面基幹地域活性化事業の対象地域以外の地域で、養殖産地を対象に、単年度ごとに、内水面養殖業の振興と養殖産地の活性化を図るために、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を実施した。

ウ 内水面関連地域活性化事業費

内水面基幹地域活性化事業の対象地域以外で、中小河川及びこれらに接続する地域等を対象に、単年度ごとに、内水面漁業・養殖業の振興とこれらを通じた地域の活性化を図るために、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を実施した。

(2) 内水面資源活用推進費

環境問題に対する国民意識の高まりの中で、湖沼・河川の自然生態環境の保全を行いながら地域の活性化を図ることが内水面漁業の振興を図る上で一層重要となってきた。このため、漁業者自らが、地域住民その他内水面利用者に対する内水面の実態や重要性に関する知識啓発普及、利用マナーの指導、具体的な情報提供を行うための湖沼・河川の実態調査等を実施するため、全国内水面漁業協同組合連合会に助成した。

(3) 内水面養殖業活性化促進事業

こい、にじます等の内水面養殖生産物の消費拡大及び錦鯉、金魚の観賞魚の組織基盤の強化を図り、内水面養殖業の活性化を推進するため、全国内水面漁業協同組合連合会に助成した。

(4) 内水面漁場高度利用調査費、渓流域生態系管理手法開発事業費、内水面放流資源等利用向上対策事業費、及びウナギ資源調査費

アユ、マス類等の稚魚を河川等に放流するとダムや堰の取・排水口に迷入することから、その実態調査及び迷入防止技術の開発について、全国内水面漁業協同組合連合会に委託した。

また、渓流域における希少あるいは有用なイワナ・ヤマメ等の集団特性、環境特性、生息環境、漁獲等による減耗等の実態を把握し、今後の増殖技術と生態系管理手法の確立、カワウによる食害防止対策を策定するため、県、全国内水面漁業協同組合連合会及び財團法人日本野鳥の会に委託した。

さらに、成鰻及びシラスウナギについて、河川・湖沼における資源動向を把握するためのモニタリング調査、産卵親魚の追跡調査等を実施するため、社団法人日本水産資源保護協会に委託した。

(5) 魚類養殖対策調査費、養魚用飼料有害物質等残留防止緊急対策事業費、養殖場環境改善システム開発事業費（うち内水面分）及び新魚種養殖技術開発事業費（うち内水面分）

養魚用飼料に含まれる有害物質の残留量の指導基準を策定するための基礎試験を、道、県等に委託した。

また、内水面、海面における養殖業について、それぞれの特徴に応じた低コストで効率的な養魚場の環境改善システムを開発するため、全国内水面漁業協同組合連合会等に委託した。

表4 11年度内水面関連予算 (単位:千円)

内水面活性化総合対策事業費	871,001
内水面基幹地域活性化事業費	436,612
養殖産地活性化事業費	161,167
内水面関連地域活性化事業費	273,222
内水面資源活用推進費	29,553
内水面養殖業活性化促進事業	9,053
養殖経営合理化技術改善事業費 (うち内水面分)	4,918
内水面漁場高度利用調査費	97,371
渓流域生態系管理手法開発事業費	39,736
内水面放流資源等利用向上対策事業費	7,444
ウナギ資源調査	50,191
魚類養殖対策調査費	29,238
養殖場環境改善システム開発事業費 (うち内水面分)	15,187
養魚用飼料有害物質等残留防止緊急対策事業費	8,629
新魚種養殖技術開発事業費 (うち内水面分)	5,422
重要種苗対策調査費	34,360
アユ種苗総合対策事業費	12,960
レプトケファレス育成技術開発事業費	32,400

さらに、新魚種の適正飼育技術の開発や、その経済性に係わる問題を解明するための試験を社団法人新魚種開発協会に委託した。

(6) 重要種苗対策調査費、アユ種苗総合対策事業費及びレプトケファレス育成技術開発事業費

アユ種苗における諸問題に取り組むとともに、フィールドにおける生態的影響等の調査手法及び健苗作出手法を開発するために、全国内水面漁業協同組合連合会に委託した。

また、ウナギ人工種苗生産技術を開発するために、初期飼料の検討・開発を行うとともに、仔魚育成技術を開発するため、県、大学、日本養鰻漁業協同組合連合会に委託した。

6 水産資源保護対策事業

(1) 保護水面管理事業

水産資源の維持増大を図るため、水産動植物の種苗の発生及び生育に適している水面を、農林水産大臣が水産資源保護法に基づいて「保護水面」に指定し、管理者である都道府県知事が行う当該水面の管理、増殖施設の設置、密漁の監視及び増殖状況調査等のために要する経費について、北海道ほか23県に対し6,253万2千円の補助を行った。

保護水面の内容は下記のとおりである。

ア 藻場保護水面

まだい、あいなめ、めばる、すずき、くるまえび等の沿岸性の水産動物の産卵場又は育成場となっている藻場保護水面を管理するために要する経費について、大分県ほか12道県に対し補助を行った。

イ 貝類保護水面

あわび、はまぐり、ほたてがい、ほっきがい等の貝類の種苗の発生、稚貝の育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、茨城県ほか10道県に対し補助を行った。

ウ さけ・ます保護水面

さくらます等さけ・ます類の産卵場・育成場となっている保護水面を管理するために要する経費について、北海道ほか2県に対し補助を行った。

エ あゆ保護水面

あゆの産卵・育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、滋賀県ほか6県に対し補助を行った。

オ わかさぎ保護水面

わかさぎの産卵・育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、長野県ほか1県に対し補助を行った。

カ その他

資源状態の著しく悪化している水産動植物の産卵・育成等に適している水面を保護水面として指定し、その管理のために要する経費について、北海道ほか3県に対し補助を行った。

(3) 資源保護啓蒙研究事業

水産資源の保護培養、維持管理に関する知識の普及、技術の向上を図る目的で設立された社団法人日本水産資源保護協会が行う資源保護啓蒙研究事業に要する経費の一部について補助を行った。

ア 啓蒙普及事業

水産資源の保護培養等に関する正確な知識や技術の普及を図るために、巡回教室(35回)、コンサルタント等の派遣(10名)、視聴覚素材の貸出し(254本)を実施した。また、年報(1回)、月報(12回)の刊行を引き続き実施した。さらに、遊漁者に対する漁場利用知識普及活動事業等を実施した。

イ 調査研究促進事業

沿岸漁業の科学水準向上による体質改善、振興を図るために、漁村における自主的な研究実践活動に対し、6件の助成を行った。

7 魚 病 対 策

養殖漁場の悪化防止と特定疾病等のまん延防止を目的とした「持続的養殖生産確保法」が平成11年5月に成立したところであり、平成11年度における魚病対策事業の実施にあたっては、特に「持続的養殖生産確保法」の適切な運用に資する事業展開を図った。

すなわち、「魚類防疫センター事業」においては、魚病情報の迅速な収集・伝達、全国防疫推進会議の開催、魚病専門技術者の育成、魚類防疫技術のシステム化、水産用ワクチンの推進化等により、魚類防疫対策を総合的、一元的に推進するとともに、補助事業の「魚類防疫体制推進整備事業」においては、疾病検査の実施、防疫会議等の開催、魚病発生時の防疫対策等の実施、水産用医薬品の適正使用指導等により、「持続的養殖生産確保法」の適切な運用に資する国内防疫体制の推進整備を図った。

なお、水産資源保護法第13条の2に基づく水産動物の種苗の輸入防疫制度の運用により、我が国に侵入した場合、多大な被害をもたらす恐れのある伝染性疾病の侵入防止に努めた。

8 海洋水産資源開発センター

海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)に基づき政府と民間の出資により昭和46年7月1日に認

表5 平成11事業年度企業化調査等の概要

漁業種類	使用船舶(トン)	調査海域	主要漁獲魚種	製品量	概要
(新漁場開発調査事業)					
まぐろはえなわ	開発丸(489)	南インド洋 太平洋東部海域	めばち、きはだ	147トン	南インド洋海域のミナミマグロ漁場形成調査、タヒチ沖海域にてメバチの漁場形成調査を実施
まき網					
まき網	日本丸(760)	熱帯インド洋東部海域	かつお、きはだ	3,494トン	インド洋東部公海域、西部公海域にて人工筏使用による操業調査を実施
まき網	第18太神丸(349)	熱帯太平洋中部海域	かつお、きはだ	3,818トン	人工流木による操業調査、水中カメラによる鰐集魚調査を実施
いか釣	第3新興丸(478)	南大西洋西部海域	まついか	345トン	アルゼンチン200海里内で同国漁業研究所と共同調査を実施
いか釣	第31寶来丸(276) 第63富士丸(349) 第3新興丸(478)	北太平洋中部海域	あかいか	247トン	漁場の東側への拡大のため西経150度までの漁場形成状況調査を実施
かつお釣	第18日之出丸(359)	太平洋西部海域	かつお、びんなが	1,059トン	天皇海山付近にてビンナガ、トロカツオの漁場形成状況調査を実施
(深海漁場開発調査事業)					
遠洋底びき網	深海丸(3,395)	南太平洋東部海域 北大西洋西部海域	からすかれい、きんめだい	629トン	ペルー沖ナスカリッジ水域の海底地形調査・操業調査、NAFO水域における漁場形成状況調査を実施
(新操業形態開発実証化事業)					
まき網	平成丸(965)	東シナ海、黄海、南シナ海 (1ヶ統2隻)	あじ類、さば類	3,756トン	操業形態の合理化により、資源の合理的利用と経営の安定を図るため、運搬機能を備えた網船と運搬機能を有する灯船からなる2隻体制による新しい操業形態についての実証化調査を実施
まき網	北勝丸(286)	北太平洋中部(西部)海域 (1ヶ統2隻)	かつお、まぐろ類、さば類、いわし類	5,104トン	操業形態の合理化により、資源の合理的利用と経営の安定を図るため、運搬機能を備えた網船と運搬船からなる2隻体制による新しい操業形態の実証化調査を実施
沖合底びき網	釧路丸(124)	北海道周辺海域	いとひきだら、きち じ、めぬけ、すけとうだら	1,407トン	操業形態の合理化により資源の合理的利用と経営の安定を図るため、改良漁具等を使用した新しい操業形態についての実証化調査を実施
(沖合漁場等総合開発調査事業)					
沖合造成漁場有効利用調査事業	第18太幸丸(69)	北太平洋西部(日本沖合)海域	かつお、きはだ、めばち	281トン	南西諸島東方水域側において、中層型浮魚礁を設置して漁場を造成し、浮魚礁漁場の有効な利用方策を確立するための調査を実施
資源管理型沖合漁業推進総合調査	春日丸(19) 大黒丸(19) 第3義隆丸(59)	東シナ海海域	フグ類	5トン	漁業者の自主的な資源管理に資するため、浮延繩と底延繩の操業調査を実施
		東シナ海海域	あまだい	11トン	漁場ごとの産卵時期の差異についての調査を実施 中国との民間交流を支援
	第8明神丸(158)	日本海海域	べにずわいがに	65トン	脱出口付きカニカゴを用いた操業調査を実施
	第2弥栄丸(14) 第3共宝丸(14) 美好丸(19)	日本海海域	するめいか	38トン	集魚灯光力の差による漁獲、経費等の調査を実施

可法人として設立された。

(1) 目的

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るために調査並びに情報又は資料の収集及び提供等の業務を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

ア 海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査

国等が行った魚種分布、海洋環境等の基礎調査及び既往文献等の情報に基づき、企業ベースで漁業生産活

動を行うのに必要な漁場条件、漁獲方法、漁獲物の商品価値及び採算性等を明らかにするための企業化調査を実施する。

イ 海洋の漁場における新漁業生産方式であって漁業団体等のみではその企業化を図ることが著しく困難なものとの企業化のための調査

新たな操業技術の総合的な導入等により、省人化、漁労の効率化を図るとともに、海洋水産資源の有効利用を図るために新操業形態の実証化調査を実施する。

ウ 海洋の漁場の生産力の増進又は利用の合理化を

図るための水産動植物の生育環境、漁業を営む者による利用状況及びその他の海洋の漁場の自然的経済的条件の現状及びその改善の可能性に関する総合的な調査

我が国沖合海域の高度利用を図るために、浮魚礁を利用して造成された漁場の合理的な利用手法の確立を図るためにの調査や沖合海域の再開発のための基礎調査、さらには沖合漁業資源について資源管理型漁業を推進するため総合調査を実施する。

エ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報又は資料の収集及び提供

諸外国の調査船の調査情報、漁船の操業情報等を収集、提供する。また、海洋水産資源に関する海外文献を提供する。

**オ 前述ア、イ、ウ及びエの業務に附帯する業務
カ 前述ア、イ、ウ、エ及びオのほか、センターの目的を達成するために必要な業務**

キ 受託事業

委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査並びにこれらの調査を行う者の養成及び確保を行う。

(3) 資 本 金

センターの資本金は、設立時国1億円、民間1億円の合計2億円で構成されていたが、その後民間より增资が行われ、11年度末現在民間出資金合計は1億9,150万円となっている。

(4) 国 の 助 成

11年度、国はセンターに対し44億1,973万円を助成した。

(5) 組 織

2部4課、役員6名(常勤3、非常勤3)、職員28名より成っている。

(6) 11年度の事業実施概要

11年度におけるセンターの企業化調査等の結果の概要是表5のとおりである。

9 漁場環境の保全等

(1) 漁獲の自主規制等が行われている水域において水銀等による魚介類の汚染状況を監視するための魚介類汚染水域監視・指導調査、全国の主要漁場で漁獲される魚介類中のダイオキシン類等の蓄積状況を把握するための特定有害物質魚介類汚染実態詳細把握等調査、魚介類へのこれらの物質の蓄積メカニズムの解明に資する基礎資料を得るための調査及び内分泌かく乱物質による魚介類への影響実態把握等を実施した。

また、二枚貝等の毒化現象に対処するため、毒化及

び解毒機構の解明、スクリーニング手法を導入したモニタリング手法等の研究・技術開発及び貝毒標準品の製造、配布、プランクトン同定研修会の開催等を実施するとともに、道府県が実施する貝毒に関するモニタリング調査等について助成した。

(2) 集中的に立地された発電所の取放水が広範囲にわたる海域の環境、生物及び漁業へ与える影響を把握するための発電所取放水広域漁業影響調査及びミチレーションの事例把握や実態調査、及び事業実施に際しての指針の策定を行う漁場環境修復推進調査を実施した。また、「漁場環境保全のあり方」の考え方を整理したほか、それら成果をも踏まえた漁場環境への影響評価を実施した。

(3) 漁業公害の防止及び漁業被害の軽減を図るために、漁場監視、漁場油濁防除のための汚染防止機材の整備を図るとともに、海と魚の健康診断の調査等を行う漁場保全対策推進事業について助成を行った。また、映画等を用いて環境と調和する漁業の必要性についての啓発普及を行った。さらに、油汚染事故による漁業被害を最小限にするため、我が国周辺水域の漁業関連情報を調査・収集し、油汚染漁業影響情報図等を作成するとともに、水産庁漁業取締船に油回収資機材を整備した。

このほか、漁場・海岸の美化運動を全国的に展開するとともに効率的な海浜及び漁場の美化を総合的に推進するための計画策定、指導員の養成、廃棄物の除去等を行う漁場環境保全総合美化推進事業について助成した。また、沿岸域の環境改善の方策の1つとして生物の環境浄化作用を有効に活用するための諸条件を調査、検討した。

(4) 赤潮の発生防止及び赤潮による漁業被害防止のため、新たにヘテロカプサ等赤潮の発生予察技術等の開発を行うとともに、赤潮殺滅微生物を利用した赤潮被害防止技術の開発及び赤潮・貝毒情報ネットワークシステムの充実を行う赤潮対策技術開発試験を実施した。また、道府県が実施する赤潮発生に関するモニタリング調査及び情報伝達体制の整備について助成した。

(5) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るために漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等(審査認定事業、防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業)に対し助成した。また、赤潮被害救済防止対策として、養殖共済の赤潮特約に係る共済掛金の一部を助成した。

(6) 生態系全般に配慮した漁場・海洋環境の維持、修復及び創造を推進するための基本構想(「マリン・エ

コトピア21」構想)に基づき、藻場・干潟の回復により環境改善が見込まれる地域等(平成11年度は4地域)において、地域ごとに全体計画(マスタープラン)を策定した。

10 水産動植物の保存管理

(1) 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」の掲載種について、保存方法の検討を進めるため、実行可能なものから現地調査及び増殖保存試験等を実施した。また、サメ、海鳥の保存管理のための基礎調査を実施した。さらにワシントン条約の下に野生水生生物の管理が適切に行われるよう調査検討を実施した。

(2) 海砂採取による海洋生態系への影響について調査を行った。また、海浜生物の生息環境について、ボランティア等を利用した定点調査等を実施した。

第2節 つくり育てる漁業 の推進

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。52年度からは栽培漁業の全国発展を図るために海区毎に整備することとし、7年度までに16か所の栽培漁業センターが整備された。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備(48~58年度全国37か所)に引き続き、増強施設の整備(55~63年度全国32か所)、拠点施設の整備(60年度から)、新技術導入施設の整備(平成元年度から)、海区拠点施設の整備(平成6年度から)及び種苗生産環境改良施設の整備(平成9年度から)が進められている。

(1) 国の栽培漁業センター

ア 栽培漁業技術開発事業

国の栽培漁業センターにおける技術開発事業は、委託費21億168万円をもって引き続き社団法人日本栽培漁業協会に委託し、全国16か所の栽培漁業センター(厚岸、宮古、南伊豆、能登島、小浜、宮津、屋島、玉野、伯方島、百島、上浦、古満目、志布志、五島、奄美、八重山)において、ひらめ、しまあじ等の種苗生産及び放流の基礎技術の開発等を実施した。

イ がざみの種苗生産事業

国の補助事業により、社団法人日本栽培漁業協会が

玉野事業場において、がざみ種苗1,360万尾を生産し、10県に配布した。

ウ 施設整備事業

施設整備は、予算額12億8,798万円で疾病防除施設のほか、既設事業場の施設整備、更新、保全等の工事を行った。

(2) 都道府県に対する補助

ア 県営栽培漁業センターの整備

栽培漁業センターの種苗生産能力の増強及び効率化を図るために、新たな技術を総合的に応用、導入した新技術導入等施設整備及び拠点施設整備に9億2,466万円(補助率4.5/10)を補助した。

イ 技術開発

都道府県における栽培漁業の技術開発を促進し、栽培漁業の計画的な推進を図るために、国費2億7,594万円(補助率1/2)をもって、放流技術開発事業、特定海域新魚種定着促進技術開発事業などの技術開発に補助した。

(3) 漁業者に対する補助

漁業者が「種づくり」を一般的に行い、栽培漁業の定着化を図るために、栽培漁業事業化総合推進事業を計画的に実施することとし、4億3,129万円(補助率1/2, 4/10, 1/3)を補助した。

また、自然的条件、社会・経済的制約により「つくり育てる漁業」の推進に遅れがみられる地域における栽培漁業の地域への定着を図るために、特定海域栽培漁業定着強化事業を実施することとし、種苗生産、中間育成等の栽培関連施設の整備に対して、国費4億1,217万円(補助率1/2, 4/10, 1/3)を補助した。

(4) 社団法人日本栽培漁業協会に対する助成

社団法人日本栽培漁業協会については、前記のがざみ種苗生産事業のほか、協会の体制を強化するための活動等を含め2億2,212万円(補助率定額、10/10, 9/10, 6/10, 1/2, 4.5/10)を補助した。

2 海面養殖業の振興対策

海面養殖業は、国民の水産物に対するニーズの高級化・多様化に対応して発展を続け、養殖業を含む沿岸漁業全体の生産額の半分近くを占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は多くの養殖生産物で供給過剰等による魚価の低迷が見られ、養殖漁場環境の悪化、養殖生産の国際化、自由貿易の進展など、厳しい問題が山積している。このような問題点を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と沿岸地域の振興に貢献し続けるためには、国民の信頼を受けつつ養殖を持続的に

推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、養殖業者の手による養殖漁場環境管理を制度面から支援するものとして、「持続的養殖生産確保法」を平成11年5月に制定した。

また、消費者ニーズの高級化・多様化に対応した安全な養殖生産物を安定的に供給し、豊かな食生活の実現と漁村地域の活性化を図るため、各種の対策を講じているところである。

11年度は、前述の持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の取り組みの推進策として、環境保全型養殖普及推進対策事業に着手した。アコヤ貝の赤変化による大量への死が続いている真珠養殖業について、漁場の健全性を調査・評価し、各地域の貝の生物学的特性に関する知見の調査を行う真珠関係漁場等緊急調査事業に着手した。

さらに、海面養殖業の経営の高度化を図るために、地域の特性に即した、生産から流通に至る様々な過程の推進計画を策定し、その実現に向けて、コスト低減、飼料対策、機器のリース等による協業化、漁場環境の保全等の方策を総合的に実施した。

このほか、個々の養殖漁場の実態にあわせた環境管理に必要な指標設定と漁業者による自己測定のための手法の確立、養殖業における省力化技術の開発、安価で高効率なドライペレット（配合飼料）の開発及び公定規格の策定のための試験、外国産種等の新魚種の適正な飼育方法の開発、日本海・北日本地域の海域特性に適合した養殖対象種の養殖技術の普及・実用化、地域の特色を活かした新しいタイプの養殖産地の育成、養殖生産物の安全性に関する知識等の養殖業者・消費者への啓発・普及、高品質なアコヤ貝の生産基盤の強化を実施した。

表6 11年度海面養殖業関連予算（単位：千円）

持続的養殖推進対策事業（魚病分を除く）	400,041
海面養殖業生産基盤強化事業	58,554
養殖業省力化技術開発事業	31,099
養殖新技術開発事業（内水面分を除く）	41,459
高品質アコヤ貝育成促進事業	45,204
真珠関係漁場等緊急調査事業	32,273
魚類養殖対策調査（内水面分を除く）	110,465

3 第4次沿岸漁場整備開発計画の概要

沿岸漁業の生産の基盤である沿岸漁場の計画的整備開発を図るために、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づき、6年度に策定された第4次沿岸漁場整備開発計画により実施している。その概要は、次のとおりである。

(1) 計画期間 平成6～平成13年度（8年間）

(2) 事業費

魚礁設置事業	1,600億円
増養殖場造成事業	2,300億円
沿岸漁場保全事業	300億円
調整費	1,600億円
地方単独事業等	200億円
合 計	6,000億円

なお、第4次沿岸漁場整備開発計画の進捗状況（11年度）は、事業費4,002億円で、調整費等を除く計画額4,200億円に対する進捗率95.3%である。

4 魚礁設置事業

(1) 並型魚礁設置事業

沿岸漁場の生産力を図るために、主として共同漁業権水域内に、小規模（おおむね1,200空m³）な魚礁を設置する事業であって、11年度においては、128か所を実施し、17億7,500万円を助成した。

(2) 大型魚礁設置事業

沿岸漁場の拡大等を図るために、沿岸地域に存在する天然礁の周辺に、大型（おおむね2,500空m³）の魚礁を設置する事業であって、11年度においては、155か所を実施し、57億2,400万円を助成した。

(3) 人工礁漁場造成事業

従来漁場形成のなかった海域において、天然礁に匹敵する独立した人工礁漁場（おおむね3万空m³）を造成するため、事業に必要な調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

人工礁漁場造成事業調査費補助 5か所 2,740万円
人工礁漁場造成事業費補助 48か所 35億910万円

(4) 浮魚礁設置事業

主として回遊性魚類の餌集及び生育を効率的に行うため、一定の耐久性を有する人工的な浮体構造物等を設置する事業であって、11年度においては、5か所を実施し、5億3,800万円を助成した。

5 増養殖場造成事業

(1) 地先型増養殖場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、積極的な資源量の増大を図るために、うに、あわび等定着性有用水産生物の発生、生育に適した環境を整備する事業であって、11年度においては、81か所を実施し、50億5,850万円を助成した。

(2) 広域型増養殖場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、積極的な資源量の増大を図るために、魚類等定着性以外の有用水産生物の発

生、育成に適した環境を整備するため、事業に必要な調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

広域型増殖場造成事業調査費補助 4か所 2,150万円
広域型増殖場造成事業費補助 101か所 79億7,200万円

(3) 人工湧昇流漁場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、海域の基礎生産力の増大を図るため、底層の栄養塩を表層まで上昇させる構造物を設置するため、事業に必要な調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次の通りである。

人工湧昇流漁場造成事業調査費補助 1か所 900万円
人工湧昇流漁場造成事業費補助 1か所 2億7,300万円

(4) 養殖場造成事業

内湾及び浅海域の未開発の養殖適地に、消波施設の設置、水路掘削等により養殖場を造成するため、事業に必要な調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次の通りである。

養殖場造成事業調査費補助 2か所 2,000万円
養殖場造成事業費補助 13か所 18億7,700万円

(5) 海域開発基幹事業

海域総合開発計画の基幹となる事業として、大規模(15万空m³以上)な魚礁漁場の造成(海域礁設置事業)及び大規模な藻場等の造成(磯根漁場造成事業)を行い、海域の生産力を最大限に高めるための事業であって、11年度においては、6か所を実施し、6億6,790万円を助成した。

6 沿岸漁場保全事業

公害等の原因により漁場としての効用の低下している沿岸漁場において生産力の回復を図るために、漁場のしゅんせつ、作れい、水路の掘削、藻場の造成等を行う大規模漁場保全事業及び事業の実施に必要な調査並びに漁場のたい積物の除去、耕うん、覆土、藻場の造成等を行う小規模漁場保全事業を内容とする沿岸漁場保全事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

小規模漁場保全事業費補助 35か所 4億8,000万円
沿岸漁場保全事業調査費補助 4か所 2,650万円
大規模漁場保全事業費補助 20か所 17億4,700万円

7 沿岸漁場適正利用促進事業

既存の施設について、その機能の増大又は回復を図るための局部改良又は補修の事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

沿岸漁場施設改良事業費補助 2か所 1億1,200万円
沿岸漁場施設補修事業費補助 1か所 350万円

8 沿岸漁場総合整備開発基礎調査事業

事業の一層の計画的、効率的な推進を図るために、海域での事業実施に当たっての基礎的知見の整備を図るための調査であって、11年度においては、6か所を実施し、3,960万円を助成した。

第3節 漁業従事者対策

1 漁業労働力の確保等

漁業就業者の確保・育成を組織的かつ有機的に行うため、中央及び都道府県に漁業就業者確保育成センターを設置し、センター間の連携を図りつつ、漁業労働力需給情報の収集・提供、U・Iターン等就労促進のための広報・PR活動、資格取得講習会の開催等、センターの行う事業について助成した。

2 沿岸漁業者等福祉対策事業

漁業労働力を安定的に確保するとともに、沿岸漁業者等の福祉対策の推進を図るため、全国共済水産業協同組合連合会が56年度から発足させた自主的な全国規模の漁業者老齢福祉共済の業務運営及び加入促進活動の円滑化と漁業者の老後の福祉向上を図るための知識の普及等を行うのに要する経費について助成した。

第4節 水産制度金融

1 概 情 況

11年度の漁業金融の状況をみると、表7のとおり12年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は2兆3,231億円となり、前年比8.5%の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが2兆905億円、大規模漁業向けが2,326億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別貸出状況をみると、表8のとおり、系統金融機関が1兆4,110億円で最も大きく、一般金融機関が6,678億円、政府系金融機関が2,443億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関が3.5%、一般金融機関が15.7%、政府系金融機関が14.1%のそれぞれ減少となった。構成比をみると、系統金融機関が60.7%、一般金融機関が28.7%、政府系金融機関が10.5%となっている。

2 系 統 金 融

(1) 貯 金

11年度における漁協貯金は、表9のとおり、12年3月末で1兆4,800億円となり、前年同期に比べ943億円(6.0%)の減少となった。

これは、漁協信用事業の信漁連への譲渡が進んだことが主な要因である。

(2) 貸 出 金

11年度末漁協貸出金は、表9のとおり、5,632億円となり、前年同期に比べ9.0%の減少となった。漁協の貯貸率については、前年比1.2ポイント減少し、38.1%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の12年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、表8のとおり合計1兆4,110億円となり、対前年度505億円の減少となった。

表9 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

	10/3月末	11/3月末	12/3月末
漁 協 貯 金(A)	17,332	15,743	14,800
漁 協 貸 出 金(B)	6,808	6,188	5,632
漁 協 の 貯 貸 率(B/A)	39.3	39.3	38.1

3 一 般 金 融 機 関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表10のとおり、12年3月末で6,678億円である。これを金融機関別にみると、地方銀行が3,159億円で最も大きく、ついで信用金庫1,197億円、第二地方銀行856億円、長期信用銀行596億円の順となっている。

表10 一般金融機関の漁業に対する貸付残高

	11/3月末	12/3月末	増 加 率
都 市 銀 行	1,023	581	△43.2
地 方 銀 行	3,580	3,159	△11.8
第 二 地 方 銀 行	994	856	△13.9
信 託 銀 行	249	212	△14.9
長 期 信 用 銀 行	609	596	△ 2.1
信 託 勘 定	94	75	△20.2
信 用 金 库	1,332	1,197	△10.1
商 工 中 金	36	—	—
計	7,918	6,678	△15.7

(12年3月末の商工中金の貸付残高は集計不能のため記入せず)

4 農 林 漁 業 金 融 公 庫 資 金

農林漁業金融公庫は、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っており、水

産関係資金としては、漁船資金、水産加工資金、漁業経営再建整備資金等9資金（農林漁業共通の資金を含む。）がある。

11年度の貸付決定額は表11のとおりで、水産業をめぐる近年の厳しい情勢の中で、220億円と前年度の28%減となった。

表11 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

資 金 名	10年度	11年度	11/10
構造改善推進(沿構)	1,186	644	54.3
漁業経営再建整備	5,630	2,044	36.3
中山間地域活性化	859	1,166	135.7
振興山村・過疎	249	—	—
漁業基盤整備	2,826	2,795	98.9
漁船	2,023	5,405	267.2
農林漁業施設	2,827	2,406	85.1
水産加工	13,441	5,812	43.2
沿岸漁業経営安定	1,463	1,702	116.3
計	30,505	21,974	72.0

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

5 漁 業 近 代 化 資 金 等 の 制 度 資 金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本設備の高度化を図り、経営の近代化を促進することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきている。

11年度の融資実績は、融資枠1,250億円に対し、513億円となっており、前年度より14億円減少した。

表12 漁業近代化資金の用途別融資額

	金額		構成比	
	10年度	11年度	10年度	11年度
都道府県承認分				
漁船(20トン以上)	2,334	2,467	4.4	4.8
漁船(20トン未満)	24,412	23,891	46.3	46.6
養殖用施設	3,150	2,748	6.0	5.4
加工用施設	3,938	3,414	7.5	6.6
漁具等施設	3,193	4,114	6.1	8.0
水産動植物の種苗	12,630	13,135	23.9	25.6
購入・育成				
共同利用施設	3,049	1,543	5.8	3.0
計	52,706	51,313	100.0	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	0	0	0.0	0.0
合 计	52,706	51,313	100.0	100.0

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

(2) その他の制度資金

主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業再建整備特別措置法に基づく漁

業経営再建計画の認定を受けた中小漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

11年度については12億円の融資を行っており、前年度より18億円減少した。

また、漁業再建整備特別措置法に基づく構造改善事業を行う漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の体質強化を図るために7年度に創設した漁業経営改善促進資金については、11年度に95億円の貸付を行っており、前年度より4億円減少した。

表13 その他制度資金融資・貸付状況

(単位：百万円)

資 金 名	10年度	11年度
漁業経営維持安定資金	2,982	1,153
水産物生産流通等高度化資金	320	180
国際規制関連経営安定資金	0	531
漁業経営再建資金	0	0
漁業経営強化特別資金	182	161
漁業経営改善促進資金（極度額）	9,857	9,467
漁業経営環境変化対応緊急資金	—	1,595

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営、操業状態の改善を図るために自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保等のための施設を導入し、又は生活の改善を図るために合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の修得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者等に対する中・短期の無利子資金の貸付を行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として54年に創設された。

表14 沿岸漁業改善資金実績

(単位：百万円)

	9年度	10年度	11年度
経営等改善資金	3,320	2,980	2,754
生活改善資金	39	23	14
青年漁業者等養成	1,157	1,087	834
確保資金			
合 計	4,516	4,091	3,603
補 助 金 交 付 額	172	143	55
対 象 都 道 府 県	41県	41県	41県

7 中小漁業融資保証保険制度

本制度は「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき農林漁業信用基金が保険を行うものである。

11年度の保証状況をみると、年度中の保証額は1,466億円で前年比6.6%の減少となり、年度末保証残高は2,643億円で1.6%の減少となった。保証残高を金融機関別にみると、信漁連は前年比7.0%，農中は2.8%の増加となつたが、漁協は9.6%，銀行等は5.5%の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比0.2%，一般資金は3.2%の減少となった。

なお、11年度中の代位弁済額は76億円で前年比48億円の増加となり、この結果単年度事故率は5.0%，累計事故率は3.4%となった。

第5節 水産業協同組合

1 概 要

(1) 水産業協同組合の現況

12年3月末現在における水産業協同組合は、単位組合が3,655(沿海地区漁協1,828、内水面漁協888、業種別漁協194、漁業生産組合590、水産加工協155)、連合会が189(漁連142、信漁連35、水産加工連11、共水連1)，うち全国段階連合会が10となっている。

(2) 漁協系統をめぐる状況

我が国周辺水域の資源水準の低下による漁獲量の減少、魚価の低迷等による我が国漁業の不振を背景に、漁協系統をめぐる情勢も厳しさを増している。

一方で、漁協系統には、①漁業者に対しての良質なサービスの提供、②消費者に対する水産物の安定的供給、③水産資源の保護・管理、④漁村地域の活性化等の役割が期待されているところであり、また、新海洋秩序下における水産資源の適切な管理と有効利用の推進にあたっての新たな役割が付加されるなど、その果たすべき役割はこれまで以上に広範かつ重要なものとなっており、これら負託に応え得る漁協系統の組織・事業基盤強化が急務となっている。

2 漁業協同組合等特別対策事業

全国漁業協同組合連合会が行う、漁協の合併、事業統合等(以下「合併等」という。)の円滑な推進を図るために全国的な合併等事例の分析及び合併等実施漁協の職員を対象にした研修会の開催(漁協経営強化総合対策推進費)、漁協系統職員の人材育成を図るための教育・研修会の開催、経営の健全化・適正化を図るために水産業協同組合監査士の養成及び系統内監査の実施(漁協系統人材育成対策事業)、漁協の国際的指導・交流関係の緊密化を図るために国際セミナーの開催(漁協指導国際交流費)等に要する経費に対して補助を行

った。

3 漁協経営強化総合対策事業

(1) 趣 旨

経済的に自立し、新海洋秩序下において指導的役割を担うことができる漁協を早急に育成するため、合併・事業統合を促進するとともに、財務改善を図る総合的な対策を実施した。

(2) 漁協合併対策指導事業

都道府県が行う協議会の設置・運営、基本方針の策定及びその推進に係る調査、国が主催するブロック会議への出席等に要する経費に対して補助を行った。

(3) 合併予定漁協経営診断等対策事業

県連合会等が行う合併等予定漁協に対する経営診断、合併等後の経営計画の策定指導、漁協役員に対する研修会の開催等に要する経費に対して補助を行った。

(4) 漁協経営体質強化促進事業

県連合会が行う合併等実施漁協の経営指導に係る検討会の開催、財務改善等の指導を行うための巡回及び駐在指導員の派遣並びに漁協職員に対する研修会の開催に要する経費に対して補助を行った。

(5) 漁協マーケティング等強化事業

県連合会が行う漁協の経済事業等の強化に資するための検討会の開催及び機器等の導入に要する経費に対して補助を行った。

(6) 地区合併協議会推進事業

漁協合併を促進するため、地区合併協議会の開催及び都道府県連合会の指導に要する経費に対して補助を行った。

(7) 利子補給事業

特定改善漁協が策定した財務改善計画に基づき、融資機関が財務改善に必要な借入金について利息減免を行う場合に、都道府県が行う利子補給に要する経費に対して補助を行った。

4 漁協経営濃密指導事業

(1) 経営改善指導事業

都道府県が行う経営困難漁協に対する個別経営改善指導等に要する経費に対して補助を行った。

(2) 経営改善方策策定事業

県連合会等が行う経営困難漁協に係る経営改善方策の策定に要する経費に対して補助を行った。

(3) 重点指導事業

県連合会等が行う経営改善方策を策定した漁協に対する継続的な指導等に要する経費に対し補助を行っ

第6節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

11年（1月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は661万1千tで、前年に比べ1%減少した。

魚種別には、まいわし、すけとうだら、するめいか等が増加し、さば類、まあじ、かつお等が減少した。

11年の水産物の輸入量は342万tで、前年に比べ10.1%増加した。

11年の産地価格は、産地指数総合では107.7(平7=100)で、前年に比べ3%上昇した。

これは、まあじ、さば類、きはだ(冷)，めばち(冷)等が、上昇したためである。

11年の消費地価格は、消費地総合指数では102.9(平7=100)で、前年に比べ1.2%低下した。

これは、生鮮品のするめいか、まぐろ、冷凍品のえび、たこ等が低下したためである。

2 水産物の流通対策

(1) 水產物流通加工基盤強化対策事業

ア 趣旨

近年における水産物需要の伸び悩み等の厳しい環境に対処し、水産物の流通・加工基盤の強化、衛生管理の向上、品質保持、付加価値の向上及び環境問題への対応等を図るために必要な流通・加工施設の整備を計画的、効率的に実施する。

イ 事業の概要

(ア) 低コスト流通加工型施設整備事業

年間の水揚げ量がおおむね3千トン以上の拠点産地等において、低コスト流通加工の確立とともに鮮度・品質・規格の揃った水産物の安定供給を図るために必要な卸売場建物、冷凍・冷蔵施設等の共同利用施設の整備を行う。

なお、11年度より漁業協同組合の統合・合併を積極的に推進するため、本事業を拡充（産地市場統合整備事業）し、次の4事業を実施している。

a 拠点産地整備事業

拠点産地において、地域水産物の特性を最大限に活用し、品質の一層の高度化と低コストの流通・加工体制の実現を図るために必要な施設を計画的に整備する。（1地域事業期間：原則3年以内、総事業費約20億円）

b 抱点機能高度化緊急整備事業

流通・加工体制の整備が一定水準以上に進んだ抱点産地等において、当該地域の持つ流通・加工機能の高度化を達成するために必要な施設を緊急に整備する。
(事業期間：単年度)

c 広域流通加工圈整備事業

推進圏形成構想を策定した地域において、地域水産物の安定供給のため、品ぞろえ、出荷、原材料の融通、処理加工等を分担する体制を確立し、地域としてのブランド化を促進するために必要な施設を計画的に整備する。(1 地域事業期間：原則 3 年以内、総事業費約12 億円)

d 産地市場統合整備事業

漁業協同組合等が合併（市場統合のみを含む）を計画している抱点産地等において、流通加工機能と水揚げ機能を一体化的に強化するために必要な施設を整備する。(事業期間：単年度)

(イ) 高品質管理型施設整備事業

近年の流通・加工形態及び需要者のニーズの変化に対応した高度な品質管理機能を有する施設の普及を促進するため、先導的な共同利用施設の整備を行う。(事業期間：単年度)

(ウ) 新技術開発型施設整備事業

地域水産物の付加価値向上のための加工技術に関する開発研究を実施するために必要な地域開放型の試験研究施設の整備を行う。(事業期間：単年度)

ウ 事業実施主体等

- (i) 事業期間：平成 8 年度～12 年度
- (ii) 事業実施主体：地方公共団体、水産業協同組合等
- (iii) 補助率：1／3 以内（但し、(ウ)及び環境対策施設は 1／2 以内）
- (iv) 事業内容：卸売場建物、冷凍・冷蔵施設、処理加工施設、品質検査施設、試験研究施設、廃棄物処理施設等

表15 11年度補助金等（予算額）（単位：千円）

水産物流通加工基盤強化対策調査	2,321
水産物流通加工基盤強化対策事業	1,932,619
沿岸地域流通加工基盤強化対策事業	157,619

3 水産加工業対策

(1) 概 况

水産加工の生産（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。11年の総生産は307万4,000tで、前

年に比べ、11万9,800t（4%）減少した。

ア 乾製品及び塩蔵品**(ア) 煮干し**

生産量は9万5,700tで、前年に比べ1万3,500t（16%）増加した。これは、原料魚のいわし類の漁獲量の増加により、「いわし」、「しらす干し」が前年に比べそれぞれ4,780t（13%）、9,260t（36%）増加したためである。

(イ) 塩干品

生産量は24万4,600tで、前年に比べ1万5,600t（6%）減少した。これは、「あじ」が前年並みであったものの、「さんま」、「さば」が前年に比べそれぞれ1万t（28%）、864t（3%）減少したこと等のためである。

(ウ) 塩蔵品

生産量は22万9,900tで、前年に比べ1万4,900t（6%）減少した。これは、原料魚の漁獲量の減少等により、「さけ・ます」が前年に比べ5,060t（5%）減少したこと等のためである。

(エ) 節製品

生産量は12万3,100tで、前年並みであった。品目別にみると、「節類」は7万3,200tで、「かつお節」、「さば節」が増加したことから前年に比べ2%増加した。また、けずり節は5万tで前年並みであった。

イ ねり製品

生産量は71万6,600tで、前年に比べ3万7,800t（5%）減少した。これは、「魚肉ハム・ソーセージ」が6万2,300tで前年並みであったものの、「やきにくわ」が15万9,800t、「かまぼこ類」が49万4,500tで、前年に比べそれぞれ4,240t（3%）、3万3,100t（6%）減少したためである。ねり製品の生産量の動向を見ると、家庭での消費が低迷していることや贈答用需要の減少等から、近年、生産量は減少傾向にある。

ウ 冷凍食品

生産量は33万5,800tで、前年に比べ2万6,300t（7%）減少した。これは、消費の低迷等により「魚介類」が15万4,100t、「水産物調理食品」が18万1,700tで、前年に比べそれぞれ5,960t（4%）、2万300t（10%）減少したためである。

エ 油脂・飼肥料**(ア) 油脂**

生産量は6万8,800tで、前年に比べ6,910t（9%）減少した。

(イ) 飼肥料

生産量は69万4,900tで、前年に比べ2万9,100t（4%）減少した。これは、需要の低迷等のためである。

オ 冷凍水産物

冷凍水産物全体の生産量は200万4,000tで、前年に比べ26万7,500t(12%)減少した。主な品目をみると、「まぐろ類」は4万2,600t、「いわし類」は45万3,300tで、漁獲量の増加により前年に比べそれぞれ1,900t(5%), 10万3,500t(30%)増加したものの、「さば類」は27万3,800t、「まあじ・むろあじ類」は12万6,400tで、漁獲量の減少により前年に比べそれぞれ14万1,400t(34%), 6万9,600t(36%)減少した。

(2) 主な水産加工業対策

ア 多獲性魚等の利用状況調査及び有効利用拡大技術開発等に対し助成した。

イ 水産加工品等の市場性評価、検討などの地域水産物全国交流普及事業に対し助成した。

ウ 水産加工品についての新たな品質管理に関するマニュアル作成及び普及啓発活動及び伝統的水産食品の危害に関する科学的データの収集、解析、次世代型水産加工場のモデル設計の作成に対し助成した。

エ 水産試験場と水産加工業者が協力して新製品を開発するために必要な施設の整備等に対し助成した。

オ 地域未・低利用水産物の食品素材としての利用拡大、品質評価の信頼性向上、地域水産物の高付加価値化等地域における水産加工技術の高度化を促進する地域水産加工技術高度化事業に対し助成した。

カ 水産加工工程を省人・省力化するため、先導的加工機械の試作・改良を行う水産加工機械化技術の開発に対し助成した。

また、水産加工残さからのDHA、キチン等有用物質の抽出、水産加工排水からの窒素、燐の回収及びコンポスト化技術の開発等を行う水産加工エコシステム技術の開発に対し助成した。

キ 水産加工業者が、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して、多量に採捕され、かつ、食用としての利用度が低い水産動植物等の食用水産加工品の原材料としての利用の促進等を図るために必要な水産加工施設の取得等に要する資金については、「水産加工業施設改良資金融通措置法」(昭和52年法律第93号)に基づき、農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫から長期かつ低利の資金を融通した。

ク 水産加工業種別に代表的な地域を選定し、経営コンサルタントによる経営改善の指導及び助言を行い、その結果を公表することにより水産加工業者の経営体質強化を図った。

ケ 水産加工業者に対し、国際規制の強化に対応した経営維持に必要な資金、近海低利用資源の食用向け有効利用を促進するための資金、主要加工原材料近海

資源を原材料とする新製品、新技術の開発、導入に必要な資金及びHACCP(危害分析・重要管理点)方式の導入に必要な資金(水産加工経営改善促進資金)を融通することとし、都道府県がこれらの資金の融通を行う金融機関に対する利子補給等を行うのに必要な経費の一部について助成した。

コ 水産加工業者の大部分を占める零細な中小水産加工業者に対しては、「漁業近代化資金助成法」等により水産加工施設の近代化を促進した。

サ 水産物加工業従事者に対しては、「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」等に基づき、失業の防止と円滑な職業転換を図った。

4 水産物の需給安定対策

(1) 魚価安定基金造成事業(水産物調整保管事業)

近年における水産物の価格変動に対処し産地及び消費地を通ずる水産物価格の安定を図るため、財團法人魚価安定基金が漁業生産者団体等に対し、主要水産物の調整保管事業(水揚げが集中して産地価格が低迷する際に漁業生産者団体等がこれを一定の価格で買い取り、冷蔵庫等で調整保管し、価格が上昇した際に放出する事業)等の買取代金利、保管料等を助成するための必要な資金を同基金に追加造成した。

(2) 水産物需給対策情報事業

水産物の適正な価格形成、流通の合理化に資するため、主要な産地及び消費地において、価格、入荷数量等に関する情報を収集し、生産・流通関係者に提供するとともに、水産物貿易統計の作成等を実施、また消費者サイドの水産物の需要動向について、実態調査、調査結果の分析等を実施した。さらに、これらの情報収集・分析のための電子情報ネットワークを推進した。事業の委託先は、社団法人漁業情報サービスセンター等である。

5 水産物の消費拡大対策

(1) 水産物消費改善総合対策事業

食生活における水産物の活用を促進するため、水産物の利用動向の把握・分析、一般消費者及び栄養士等の専門家に対する水産物の有用性に関する普及啓発、産地市場における危害調査・分析・特定、地域水産物に関する情報収集と大口需要者への情報提供、学校給食メニューの開発、加工品の海外での市場開拓等を行った。事業実施主体は社団法人大日本水産会、全国漁業協同組合連合会であり、補助率は、1/2及び定額で助成した。

(2) 水産物产地流通機能強化事業

水産物产地市場の価格形成機能をはじめとする产地における流通機能の強化を図るため、漁業協同組合等が主体となった产地市場の統合・機能分担等への取組、量販店等との新たな取引や一次処理・加工等の分野への進出、地元加工業者等との連携等による地域における水産物の利活用等を行った。事業実施主体は、都道府県であり、補助率は1/2で実施した。

(3) 水産物流通加工改善モデル事業資金造成

国産水産物の安定的な供給を図るために、产地における漁獲物の直接販売等の供給体制の強化、需要者の高鮮度・簡便志向に対応した新製品の開発等による水産物の新たな供給システムの開発の推進を図るべく水産業協同組合に対し、財團法人魚価安定基金を通じて補助を行った。

また、小型多獲魚を養殖用餌料として有効利用する円滑な取引を促進し、漁業者と養殖業者の経営の安定を図るために流通システムを形成するのに必要な経費について、漁業協同組合等に対し、財團法人魚価安定基金を通じて補助を行った。

表15 11年度補助金等

(単位：千円)

水産物流通加工基盤強化対策調査	2,321
水産物流通加工基盤強化対策事業	1,932,619
沿岸地域流通加工基盤強化対策事業	157,619
水産物調整保管事業資金造成費	759,225
水産物需給対策情報事業	178,260
水産物需要拡大推進事業	
うち水産物消費改善総合対策事業	100,784
水産物流通加工改善モデル事業資金造成	778,898
水産物产地流通機能強化事業	76,640

6 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸 出

11年の水産物総輸出額は、1,414億1,000万円であり、前年に比べ、7.2%減となった。

金額が増加した主な品目は、たら類、魚油等であり、逆に金額が減少した品目は、ほたて貝、かつお類等である。(表16)

また、輸出先別にみると、米国が(25%)と最も大きく、次いで香港(24%)、EU(9%)、韓国(8%)、台湾(7%)と続いている。

ロ 輸 入

11年の水産物の総輸入額は、1兆7,394億7,400万円で、前年より0.1%減少した。

輸入額が増加した主な品目は、まぐろ・かじき類、

表16 99年1月～12月水産物輸出実績

品 目	数 量	金 額
総 計	[16,351]	141,410
		204,364 (1,245,938)
(1) 真 珠 (真珠及び真珠製品)	63	55,658 (488,180)
(2) まぐろ・かじき類 (生・冷・凍)	38,307	12,416 (107,603)
(3) 貝 柱 (調製品)	1,493	10,110 (91,940)
(4) ほたて貝 (生・冷・凍・塩・干)	3,730	6,596 (58,720)
(5) 水産練り製品	6,794	4,225 (37,685)
(6) 食用海草 (焼きのり・味付けのり 含む)	1,636	3,086 (27,582)
(7) ひらめ・かれい類 (生・冷・凍)	5,369	1,829 (15,829)
(8) あわび調製品	46	1,599 (13,910)
(9) かつお (生・冷・凍)	15,232	1,427 (12,080)
(10) さんま (生・冷・凍)	7,118	1,284 (11,390)

表17 主要品目輸入実績

品 目	数 量	金 額
総 計	3,415,876	1,739,474 (15,332,289)
(1) え び (活・生・冷・凍)	259,554	304,869 (2,705,939)
(2) まぐろ・かじき類 (生・冷・凍)	292,585	230,455 (2,036,681)
(3) さけ・ます類 (活・生・冷・凍)	238,446	133,955 (1,180,913)
(4) か に (活・生・冷・凍)	123,415	104,859 (927,683)
(5) うなぎ調製品	56,717	77,673 (672,325)
(6) たらの卵 (生・冷・凍・塩・干・ くん)	44,149	58,012 (486,890)
(7) い か (生・冷・凍)	105,909	49,125 (433,114)
(8) た こ (生・冷・凍)	103,203	45,046 (395,524)
(9) たら 類 (生・冷・凍)	152,348	42,532 (377,104)
(10) 真 珠 (真珠及び真珠製品)	37	36,646 (325,816)

たらの卵等で、逆に、えび、魚粉類等の品目で減少した。(表17)

(2) 水産物の非自由化品目

水産物の自由化は、35年以降漸次実施され、現在非自由化品目として残されているのは、いずれも輸入自由化により国内の零細多数の沿岸・沖合漁業者に悪影響を与えるおそれのあるものに限定されている。現在の非自由化品目は、次のとおりである。

○生きているもの、生鮮、冷蔵、冷凍のにしん、たら、ぶり、さば、いわし、あじ及びさんま。

○生鮮、冷蔵、冷凍の上記魚類のフィレその他の魚肉、並びにたらの卵。

○乾燥、塩蔵、塩水漬け上記の魚類並びにそれらの魚類のフィッシュミール、たらの卵（くん製含む）並びに煮干し。

○生きているもの、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けの帆立貝、貝柱及びいか（もんごいかを除く）。

○食用ののり及びこんぶ並びにそれらの調製食料品。

○ワシントン条約動植物及びその派生物。

第7節 漁船損害等補償制度

漁船損害等補償制度は、「漁船損害等補償法」（昭和27年法律第28号）に基づき漁船及び漁船積荷を保険の目的とするとともに、漁船の運航に伴う損害賠償、費用負担による損害のてん補を行う相互保険で、漁船保険（普通保険、特殊保険）、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険があり、このほかに、「漁船乗組員給与保険法」（昭和27年法律第212号）に基づく漁船乗組員給与保険がある。

これらの元受は漁船保険組合が行い、さらに、このうち特殊保険及び漁船乗組員給与保険については国が再保険をし、普通保険、漁船積荷保険及び漁船船主責任保険については漁船保険中央会が再保険を、また、国が一部再々保険をしている。

1 漁船保険事業

(1) 普通保険

普通保険には、普通損害保険と満期保険がある。

ア 普通保険の加入状況

11年度において普通保険に加入した漁船は、23万4,155隻、120万6,977tである。このうち普通損害保険の加入隻数は22万5,983隻で、満期保険の加入は（継続分を含む）8,172隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では4,563隻減となっており、20t未満階層で前年比4,370隻（1.9%）減少し、20t以上階層では193隻（7.1%）減少している。

t数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5t未満船が87.5%を占めており以下5~9t7.0%，10~19t4.2%，20~49t0.1%，50~99t0.3%，100~999t0.7%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に10年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、65.7%の加入率となっており、このうち5t未満は65.4%，5~19tは89.7%，20~49tは82.4%，50~99tは84.3%，100~999tは87.4%となっており、無動力漁船はわずか4.4%であった。

また、保険額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5t未満95.3%，5~9t93.5%，10~19t95.0%，20~49t96.9%，50~99t99.2%，100~999tは93.1%で動力漁船総数では94.6%を示し前年度に比べ0.1%増加している。これらの引受保険金総額は1兆4,288億円であって、前年度に比べて442億円の減を示している。

イ 保険料の国庫負担状況

加入区における指定漁船が全船普通損害保険に加入した場合には、一定の条件のもとに国庫が、普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の純保険料の一部を負担することとなっている。11年度においては、普通保険の保険料に関しては同保険に付された漁船のうち98.9%に当たる23万1,640隻が国庫負担の対象となり、純保険料173億7,966万円のうち62億8,221万円を国庫が負担したが、この国庫負担額は36.1%を占めている。

ウ 保険事故

11年度において保険金を支払った普通保険事故は63,485件、支払い保険金額は184億6,177万円であり、前年比13.5%の減となった。

エ 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りててん補することとなっている。

11年度において、漁具特約の引受件数は（特殊保険を含む）は563件で、保険金額は49億9,534万円であった。11年度中に発生した事故は1件で、支払保険金は1,469万円であった。

(2) 特殊保険

11年度における特殊保険の加入は237件で、保険金額は248億4,450万円であり、その内訳は、北部漁場237件、248億4,450万円、西部漁場、南部漁場は0件であった。

また保険金を支払ったものは0件であった。

2 漁船船主責任保険事業

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

11年度の保険契約隻数は、衝突損害129,928隻、一般損害130,940隻(基本損害101,991隻)、乗客損害13,451隻、人命損害9,809隻となっている。

保険金額はそれぞれ7,847億7,317万円、7兆3,049億9,900万円(6兆1,188億8,500万円)、4兆3,271億5,500万円、280億2,650万円である。また純保険料額はそれぞれ6億4,558万円、17億3,690万円(17億93万円)、2億9,969万円、4,966万円となっている。保険金を支払ったものは、衝突損害1,861件10億4,652万円、一般損害788件13億1,440万円、基本損害44件7億8,898万円、乗客損害58件3億6,759万円、人命損害8件、1,285万円となっている。

3 漁船乗組船主保険事業

この保険は、漁船の所有者又は使用者であってその所有し又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

11年度の保険契約隻数は20,715隻、保険金額292億5,450万円、純保険料4,279万円である。保険金支払い件数は16件、支払い保険金1,562万円であった。

4 漁船積荷保険事業

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。

11年度の保険契約隻数は、1,101隻で、保険金額は1,501億8,454万円、純保険料額は3億9,282万円である。

また、保険金を支払ったものは16件であり、1億3,610万円であった。

5 任意保険事業

この保険は、漁業者の新たな保険ニーズに対応するための措置として、11年10月より前記4事業の実施に支障のない限りにおいて、漁船保険組合が行うことが

できることとしたものである。

現在、①転載積荷保険②プレジャーポート責任保険の2種類があり、漁船保険中央会が再保険を行うこととしている。

6 漁船乗組員給与保険事業

この保険は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行うものである。

11年度の保険契約は、185件であり、北部漁場185件、西部漁場0件、南部漁場0件であった。

また、保険金を支払ったものは北部漁場3件、西部漁場、南部漁場は0件であった。

第8節 漁業災害補償制度

1 概 况

本制度は、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体(漁業共済組合及び同連合会)が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により中小漁業者の相互救済の精神を基調としてその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって、受けける損失を補てんするために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、11年度の加入状況は、加入件数24,984件、共済金額3,680億2,159万円、純共済掛金154億4,721万円であった。この加入実績は、前年度実績3,719億5,707万円に対し1.1%減(39億円減)となった。この内訳は、漁獲共済の前年度比0.6%増(13億円増)、養殖共済の前年度比2.0%減(15億円減)、特定養殖共済の前年度比5.7%減(40億円減)、漁具共済は前年度比16.4%増(3億円増)となっている。

なお、10年度契約分に係る支払い状況は、12年3月末現在で支払い件数9,067件、支払い共済金161億5,518万円であった。